

[研究ノート]

## 現代アメリカ アカウンティング・プロフェッション(後篇)

椎名市郎

- <目次>
- 1 はじめに
  - 2 現代アメリカアカウンティング・プロフェッション
    - (1) アメリカ合衆国における高等教育
    - (2) デイラウェア大学における会計学カリキュラム
    - (3) 我国大学における会計学のカリキュラム
  - 3 会計学専攻学生の卒業後の進路(Career Paths)
    - (1) 公認会計士事務所(C. P. A. Firm)
    - (2) 産業界(金融機関等)
    - (3) 公務員(国家・地方)
    - (4) 修士課程進学者と M.S.の会計学カリキュラム
    - (5) 博士課程進学者

(以上, 前号第5巻第1号所収)
  - 4 職業会計人の団体(Professional Associations)
    - (1) アメリカ公認会計士協会(AICPA)
    - (2) アメリカ会計人協会(NAA)
    - (3) アメリカ内部監査人協会(IIA)
  - 5 公認会計士事務所組織(Public Accounting Organization)
    - (1) 個人形態(Proprietorship)
    - (2) パートナーシップ(Partnership)
    - (3) 株式会社(Professional Corporations)

## 6 職業上の経路(Career Paths)

- (1) 公認会計士事務所の業務内容(Career Paths in Public Accounting)
- (2) 産業界における会計人の業務内容(Career Paths in Industry)
- (3) 教育界における会計教育の業務(Career Paths in Education)
- (4) 非営利法人における会計業務の内容(Career Paths in Not-for-Profit Organization)

## 7 会計プロフェッションの将来の展望(Future Developments in the Profession)

- (1) 公認会計士試験制度の改革(Changes to the CPA Examination and licensing Requirements)
- (2) 雇用問題等(Employment Issues)
- (3) 公認会計士業界の一般的傾向(General Trends in Public Accounting)

(以上、本号第5巻第2号所収)

前号に引き続き、本号では現在のアメリカの職業会計人について主に論ずることとする。職業会計人(professional accountants)として活躍する領域には、公認会計士として監査法人に勤務する人々、産業界での会計担当者、大学の教員等の会計研究・教育者、そして国や地方公共団体等の会計担当者がある。そして、これらの活躍を支え、より発展をめざすため、多くの博門家の団体が存在している。まず、4章ではアメリカの職業会計人の団体の代表的なものを3つ取り上げることにする。次いで、会計事務所の形態や会計職業の内容、そして将来の職業人について論述する。このように本論文では、主にアメリカの職業会計の組織や社会的構成に視点をあて、論じることによる目的がある。

## 4 職業会計人の団体(Professional Associations)

アメリカにおける職業会計人の代表的団体は、アメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants—AICPA—)、アメリカ会計人協会(National Association of Accountants—NAA—)、そしてアメリカ内部監査人協会(Institute of Internal Auditors—IIA—)の3つである。もちろん、この3つの団体以外に、アメリカの大学で研究・教育にあたっている教員で組織されているアメリカ会計学会(American Accounting Association—AAA—)も会計学や会計教育に大きな影響を与えている。しかし、アメリカ会計学会はアカデミックな団体としての性格が強いため、本論文では職業会計人の団体としてふれないことにする。

以上のようなアメリカを代表する団体以外に、中小規模の会計や監査に関する団体も多くある。例えば、財務担当重役協会(Financial Executives Institute—FEI—)、アメリカ会計管理者協会(American Management Association—AMA—)、アメリカ租税協会(National Tax Association)、その他小規模のコンピュータ監査や銀行会計人等、多くの団体が組織化され活動している。

### (1) アメリカ公認会計士協会(AICPA)

アメリカでは、各州が独自にその州で業務をする公認会計士(Certified Public

Accountants—CPA—)の認定権限を有しており、日本のように全国レベルで日本公認会計士協会が統括する制度と異なる。公認会計士の資格をその州の協会から得るためには、3つの要件(requirements)が必要である。大学卒業資格(education)、公認会計士試験合格(examination)、そして実務経験(experience)である。各州では、これらの3つの要件の基準を定めて運用している。また、いくつかの州の間では統一の基準を定め、州間で3つの要件の基準を運用している場合もある。まず、最初の資格要件である大学卒業の学士(bachelor's degree)は公認会計士試験を受験できる学歴要件となっている。ただし、7つの司法管轄区域(jurisdiction)<sup>(1)</sup>のみ高校卒業を要件としている場合がある。また、4年制の学部教育ではなく、5年間(正確には150時間単位教育—150-Hour Requirement—)の大学(または大学院も含む)教育を公認会計士の受験資格として要求している州が増えている。これは、法律家をめざす人々が4年間の大学教育を終了したあと、さらに、3年間のロー・スクールでの教育が義務づけられているのに対し、公認会計士は単に4年間の学部教育のみという点を反省してのAICPAの提言である。このAICPAが強力に打ち出している150時間単位延長問題は、2000年までに全米で統一実施をめざしており、すでに、ハワイ州、フロリダ州、テネシー州、ユタ州、ウェストヴァージニア州、モンタナ州、テキサス州、アラバマ州の8つの州で実施され、他の多くの州でも前向きに検討されている。<sup>(3)</sup>

次に、公認会計士試験は、AICPAの管轄の下で全米で統一して実施されている。試験科目は4つの領域(教科)から5科目出題される。会計実務(Accounting Practice I・II)が2科目、会計理論(Accounting Theory)、監査論(Auditing)、商事法(Business Law)がそれぞれ1科目、4教科計5科目である。公認会計士試験は年に2回、5月と11月に3日間にわたり実施される。各々の試験の出題方式は多項選択式(multiple choice)が主であるが、会計実務の科目と監査論の科目は解釈問題も含まれ、さらに、監査論、会計理論そして商事法の部分には論述式の問題もある。合格点は各教科多少の差はあるが、75点が基本である。

会計実務の科目では、仕訳記入(journal entries)、や精算表(worksheets)、そして財務諸表(financial statements)の作成等の問題が出題される。このため、受験生(candidate)はアメリカ財務会計基準審議会(Financial Accounting Stan-

dards Board)の一連の会計諸基準を理解していなければならない。さらに、原価計算や原価管理、予算統制の問題や非営利法人会計(not for profit accounting)、公会計(governmental accounting)、連邦税制(Federal taxation)の領域も試験問題に含まれる。

会計理論の科目では、会計の基本的概念の理解が問われる。資産(assets)、負債(liabilities)、そして資本(owner's equity)に関する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(generally accepted accounting principles)」の理解が求められる。原価計算の原価管理、予算統制の基本的概念も出題される。最近では、非営利法人会計や公会計なども出題されている。

監査論の科目では、公認会計士が職業専門家として遵守しなければならない諸基準や諸手続、ならびに倫理の問題(ethical problems)まで出題される。会計監査の大前提となる内部統制組織(internal accounting control)の監査も試験に出題される。監査契約や監査報告書についても出題される。

商事法の科目では、企業の組織形態の相違や契約論、債権・債務の関係、政府の法規制、アメリカ統一商事法典(Uniform Commercial Code—UCC—)が出題される。アメリカ統一商事法典は、49の州(法域)でそれぞれ若干の修正が加えられ採用されている<sup>(4)</sup>。周知のように、アメリカの各州の法律は、その州が成立する以前の領土の法律に大きく影響されている。東部の州はイギリスのコモン・ロー(English commonlaw)を基本にしているし、西部の13の州はスペインの法律を基本にしている。しかし、歴史を異にするこれらの州であっても、商事法に関してはそれぞれの州の事情を考慮に入れつつ全米レベルで統一化している。したがって、49の州はほとんど同じ商事法を有しているといってよい。ただ、ルイジアナ州だけは1803年、フランスのナポレオン商法典(Napoleonic Code)の影響を強く受けた独自の商事法を施行している。いずれにしても、商事法は基本的には企業活動から発生する取引を規定するものであり、公認会計士として最低限必要な法律知識である。

以上が、筆記による公認会計士試験の概要であるが、詳細な試験範囲についてはAICPAより発刊されている“*Information for CPA Candidates*”に詳しい。公認会計士試験の合格率は最近厳しいものになってきている。例えば、1987年の

11 月期試験では、約 258,000 人の受験生のうち、約 71,000 人が合格している。公認会計士試験は科目合格制であり、4 教科を一度に合格する必要はない。また、州により多少条件は異なるが、ある州の科目合格は他の州でも有効と認められている。しかし、多くの州では各科目の合格有効期限を定めている。1 科目の合格有効期間は、例えば 6 回(3 年)以内であるという制限でこの条件は各州により異なる。

次に公認会計士になるための実務経験である。司法管轄区の 40 区では 2 年間の実務経験を要求している。5 つの司法管轄区では 1 年間の実務経験を課している。9 つの司法管轄区では、実務経験なしで公認会計士の登録を認めている。公認会計士の実務経験は通常監査法人(CPA firm)で行われるが、株式会社や銀行、さらに政府行政機関における内部監査(internal auditing)で実務経験を積む場合もあるが、原則的には公認会計士事務所である。どこで実務経験を実施するかはそれぞれの地区で規定されている。このように、アメリカでは各州や司法管轄区によって公認会計士になるための受験条件や登録要件が異なるため、ある州で資格を得た公認会計士が他の州の公認会計士として移籍することは難しいことになる。もちろん、ある州の公認会計士が他の州の公認会計士として移籍する場合もあるが、この場合は、移籍するその州の必要条件を満たさなければならない。この意味で、アメリカの公認会計士の資格は国家資格(federal licenses)<sup>(5)</sup>ではない。

このため、公認会計士の全米レベルの団体としてアメリカ公認会計士協会があるのである。この団体は、アメリカの職業会計人や会計の研究・業務に携わる人々の最も大きな団体組織である。1987 年の会員数は約 255,000 人で、そのうち 50%が公認会計士の業務に就いている人で占められ、残り 40%が産業界の人々となっている。そして、約 10%の人が政府関係者や教育関係者、そして現役を退職した人々から成っている。<sup>(6)</sup>

この AICPA は、“*The Journal of Accountancy*”の月刊会報誌を発刊している。この月刊誌の中には会計、監査、税務、そしてコンピュータに関する現代的な問題が掲載されている。AICPA の活動には、さらに会計教育を高め、会計をより社会に貢献するものとしての会議や研究・教育のプロジェクトも遂行してい

る。加えて、公認会計士の層を厚くするため、黒人や女性が公認会計士になるための奨学制度も実施している。博士号取得の特別研究員(fellowship)制度や数多くの出版物も公刊している。

また全体レベルではなく、50の州のCPAの各協会支部では、その州の状況や時事的な問題をその州の会員に知らせるためのニューズレターや雑誌を公刊している。これらの代表的な記事は、州の所得税改正のニュースなどである。しかし、ニューヨークのような大きな支部では、“*The CPA Journal*”という幅広い問題を取り上げた全米レベルの有名な雑誌を発行しているところもある。

なお、近年アメリカでは公認会計士の職業倫理が特に問題となってきた。公認会計士試験にももちろん取り上げられているが、公認会計士試験に合格した後にも、多くの会計士協会の支部では、公認会計士の倫理を高める努力<sup>(7)</sup>をしている。AICPAでは次のような職業倫理規定(Code of Ethics)を規定している。

#### 公認会計士の職業倫理6ヶ条

##### 第1条 義務(Responsibilities)

職業会計人として、また公認会計士協会の会員としての社会的責任を遂行するため、あらゆる業務において慎重なる専門家としての判断と公正不偏な態度を保持しなければならない。

(In carrying out their responsibilities as professionals, members should exercise sensitive professional and moral judgments in all their activities.)

##### 第2条 公共の利益(The Public Interest)

会員はいかなる業務を遂行するにあたっても公共の利益に貢献し、社会的信頼性を与え、職業専門家に対する信頼を得る努力をしなければならない。

(Members should accept the obligation to act in a way that will serve the public interest, honor the public trust, and demonstrate commitment to professionalism.)

##### 第3条 清廉な態度(Integrity)

職業会計人としての社会的信頼性を維持し、さらにその信頼を増すため会員は最も清廉な態度をもって全ての職業上の責任を遂行しなければならない。

(To maintain and broaden public confidence, members should perform all professional responsibilities with the highest sense of integrity.)

##### 第4条 客観性と独立性(Objectivity and Independence)

会員は利害関係者との間に常に客観性を保持し、職業専門家としての責任を遂行する上において疑問をもたれるような利害関係を有してはならない。会員は監査の実施及び意見の表明にあたり、独立不羈の立場を堅持し、つねに公正不偏な態度を保持しなければならない。

(A member should maintain objectivity and be free from conflicts of interest in discharging professional responsibilities. A member in public practice should be independent in fact and appearance when providing auditing and other attestation services.)

#### 第5条 正当な注意(Due Care)

会員は、監査基準や職業倫理規則を遵守し、常に教養を涵養し業務の陶冶に努め、最善の能力を発揮するよう精進しなければならない。

(A member should observe the profession's technical and ethical standards, strive continually to improve competence and the quality of services, and discharge professional responsibility to the best of the member's ability.)

#### 第6条 業務の領域と性格(Scope and Nature of Services)

業務に携わる会員は、提供されるべき仕事の領域や性格を締結する際、職業契約約款を遵守しなければならない。

(A member in public practice should observe the Principles of the Code of Professional Conduct in determining the scope and nature of services to be provided.)

アメリカにおける公認会計士の社会的地位は、一概に示すことはできないが、日本同様弁護士や医師よりは低いかもしれない。しかし、近年公認会計士の社会的地位は確実に上昇しているように思える。その中心をなす AICPA の活動は、単に公認会計士という職業団体のワクを越えて、開かれた社会における会計をめざしてアメリカ国内だけではなく、我が国も含め世界の会計の動向に多大の影響を与えている。すでに述べたように、公認会計士の資格を取得するための 150 時間単位学部教育の延長は、今のアメリカの最も重要な AICPA の方針であり、未来の会計教育延長問題を考える意味で日本にもいずれ影響を及ぼす大改革の 1 つである。

## (2) アメリカ会計人協会(NAA)

アメリカ会計人協会は、産業界(industry)で働く会計担当者の職業専門団体である。この組織は、AICPAとアメリカ会計学会(American Accounting Associa-



tion—AAA—)とともにアメリカ3大会計研究団体となっている。特に、企業の管理会計担当者が多く、アメリカの管理会計研究・教育に多大の影響を与えている。また、会員の中にはAICPAの会員としての公認会計士の人も多い。ただし、AICPAとの関係は組織的でない。NAAでは、上述の管理会計担当者や経営管理者の育成や情報提供のために特別のプロジェクトや機関誌の発刊、そして教育普及活動を実施している。

NAAでは(公認)管理会計士(Certified Management Accountants—CMA—)認定の付属機関をもっている。管理会計士試験は5科目で、6月と12月の年2回実施される。試験の実施要領や基本的な方針は、公認会計士試験と同様な方法で行われている。5科目の試験科目は、経済学と企業財務論、組織論及び組織行動、外部報告会計の基準や監査・税務、内部報告会計と分析、意思決定分析である。組織論及び組織行動の科目には職業倫理の問題が含まれ、意思決定分析の科目には数学的手法を用いた分析や情報システムの問題が含まれている。

この管理会計士の資格は、公認会計士ほどの知名度はないし、資格の市民権もまだまだであるが、企業内における管理会計の専門的知識を証明するという意味で1つの権威のある資格であるし、NAAという全米レベルの団体によって信認されていることもその資格の信頼性を高めている。1つの例であるが、ディラウェア大学の中には、デュポン株式会社(DuPont Corporation)の寄付によるCMA受験対策講座が開講され、この中の合格者から優先してデュポン社に採用されている。

NAAでは“*Management Accounting*”という雑誌を公刊している。この雑誌は、主に産業界の経営者のインタビューを中心に編集されている。さらに、NAAでは“*Campus Report*”という大学生向けの年2回の雑誌も公刊している。さらに、管理会計を専攻している博士課程の院生に奨学金制度を設け、若手研究者の援助もしている。

### (3) アメリカ内部監査人協会(IIA)

アメリカ内部監査人協会は、企業の内部監査人(internal auditors)の地位の向上のために創設された。IIAでは、会員のレベルを上げ、その社会的地位を向上

させるため機関誌“*Internal Auditor*”を公刊している。また、IIA では公認内部監査人(Certified Internal Auditors—CIA—)の資格認定を実施している。CIA になるためには、まず大学学部の卒業と2年間の内部監査経験とCIA試験に合格しなければならない。CIA試験は次の領域が出題される。

1. 内部監査理論と実施手続き
2. 経営管理, 定量分析そして情報システム
3. 会計学, 財務論そして経済学

現在, アメリカには約5,000人のCIAが活躍している。CIAは専門家でも特別の領域で活躍するもので、主に大企業や巨大な組織でのみ活躍の場が与えられているとあってよい。

## 5 公認会計士事務所の組織(Public Accounting Organization)

### (1) 個人形態(Proprietorship)

公認会計士の会計事務所の形態には、個人形態(proprietorship)、パートナーシップ(partnership)、そして会社形態の監査法人(professional corporation)がある。AICPAの1987年の報告書によると約121,000人の公認会計士が実務界で活躍している。AICPA会員でこの内訳を示すと次のようになる。

1人の公認会計士事務所	25.6%
2人から9人以内の公認会計士事務所	34.0%
大規模の25の事務所を除く10人以上の公認会計士事務所	15.5%
大規模の25の公認会計士事務所	24.9%

上記の資料から判明するように、AICPAの会員の25%の人が1人で小規模な会計事務所を運営している。1人で会計事務所を運営(もちろん、従業員は雇用しているであろう)する利点は、単独で色々なことを決裁できる点にある。残りの人は監査法人としてパートナー形態か会社形態の共同出資事業経営をとっている。

## (2) パートナーシップ形態 (Partnership)

パートナーシップは、2人以上の者が共同出資して共同所有者(co-owners)として運営される会計事務所である。パートナーは、公認会計士の法的形態の最も一般的なものであり、アメリカの最大規模の監査法人もパートナーシップ形態をとっている。パートナーシップの利点は、法的に簡単に設立ができることである。しかも、個々の所有者は他の所有者の行為に対し有限責任(unlimited liability)を負うという利点もある。反面、パートナーが引退したり、新しいパートナーが参加した場合、法的にはパートナーシップの解散ということになる。この場合、会計処理も新しい経済単位の生成と認識し、パートナーシップの資産と負債を評価替し、それをもとに各パートナーの資本持分の評価替を行う。

図表 18 従業員数による 20 の大規模会計事務所

Firm	Professionals	CPAs	Partners
1. Arthur Andersen	15,206	4,693	1,207
2. Coopers & Lybrand	14,493	3,996	1,176
3. Peat Marwick Main	13,107	8,189	1,922
4. Ernst & Whinney	10,650	6,144	1,240
5. Price Waterhouse	9,360	3,120	805
6. Arthur Young	7,500	n. a.	850
7. Touche Ross	7,100	3,100	780
8. Deloitte, Haskins & Sells	6,717	4,600	817
9. Laventhol & Horwath	3,315	1,090	460
10. Grant Thornton	2,100	1,200	350
11. Seidman & Seidman	1,629	943	316
12. McGladrey & Pullen	1,531	1,031	391
13. Pannell Kerr Foster	1,014	453	150
14. Spicer & Oppenheim	670	275	106
15. Kenneth Leventhol	658	335	63
16. Clifton Gunderson & Co.	448	270	80
17. Crowe Chizek & Co.	435	165	67
18. Baird Kurtz & Dobson	401	308	104
19. Plante & Moran	330	270	72
20. Moss Adams & Co.	312	196	61

n. a.=not available

“Accounting Today”という雑誌にアメリカにおける20の大規模なパートナーシップの概要が示されているので図表18に示しておく<sup>(8)</sup>。また、図表18では20のアメリカの会計事務所を従業員数で選んだものも示されている。一般に、パートナーが1,000人を超える会計事務所は超大規模な会計事務所といえる。

図表19は大規模会計事務所の収益を基礎に選んだものである。従来、ニューヨーク市には多くの会計事務所の本社があった。なぜなら、ニューヨーク市には多くの大規模な会社の本社があったからである。しかし、これらの会社の多くは、今ニューヨーク市から離れて別の所に本社をおくケースが増えてきて、公認会計士の事務所の本社も同様に他の地区に移転している。全米50の大きな会計事務所のうち、ニューヨークに本社をおいているものはたった15の会計事務所でしかない。通称、アメリカの8大会計事務所を“ビッグ・エイト(Big 8)”と呼んでいた。実に、84,133人の専門従業員をかかえ、アメリカのみならず、

図表 19 収益による 20 の大規模会計事務所

Firm	Revenues	Number
	(in millions)	of offices
1. Arthur Andersen	\$1,513	81
2. Coopers & Lybrand	1,100	98
3. Peat Marwick Main	1,640	135
4. Ernst & Whinney	1,030	117
5. Price Waterhouse	845	112
6. Arthur Young	738	95
7. Touche Ross	820	80
8. Deloitte, Haskins & Sells	701	111
9. Laventhol & Horwath	306	50
10. Grant Thornton	206	53
11. Seidman & Seidman	160	48
12. McGladrey & Pullen	141	70
13. Pannell Kerr Foster	93	35
14. Spicer & Oppenheim	67	9
15. Kenneth Leventhol	109	13
16. Clifton Gunderson & Co.	35	30
17. Crowe Chizek & Co.	34	7
18. Baird Kurtz & Dobson	39	20
19. Plante & Moran	43	11
20. Moss Adams & Co.	30	16

世界に支所を持ち、大きな影響力を有している。このビッグ・エイトの専門従業員 84,133 人を除くと、他の残った 42 の会計事務所の専門従業員は 17,724 人しかいないといわれ、その規模の大きさがうかがえる。さらに、このビッグ・エイトは約 36,000 人の公認会計士を抱えているのに、残りの 42 の会計事務所の合計は約 9,000 人を少し超える公認会計士ということである。しかし、1989 年、ビッグ・エイトという名で親しまれた 8 大会計事務所の中の Ernst & Whinney が Arthur Young との合併を承認し、新しい世界一の規模の Ernst and Young という巨大会計事務所が開設され、現在はビッグ・セブンになっている。

### (3) 株式会社(Professional Corporations)

監査法人が株式会社となる利点は次の 2 つである。

1. 株主の有限責任制(limited liability to stockholders)
2. 株式の譲渡制(easily transferred ownership)

以上の利点に加え、1 日税法上では従業員の年金や健康保健料の申告控除(株主はない)等もあった。このような理由で、公認会計士や法律家、医師その他の専門職業人に対する株式会社の設立が州の立法府において通過して現在に到っている。<sup>(9)</sup> これらの専門職業人に対する株式会社は、どのような業種でも設立することができる。このような会社を一般に“Professional Associations—PA—”とか“Professional Corporations—PC—”と称し、その法的な内容は、各州の法によって規制されている。PA ないしは PC のすべての株主(stockholders)は、その事業に従事するための資格を保有したものでなければならない。もちろん、他の株式会社の株主と同様、これらの株主は会社債務に対する有限責任制度が適用される。ただし、従来あった税法上の特典は、現在その制度が変わり、もはや設立を奨励するような制度はないが、多くの PA や PC が現在でも残っている。ただし、大規模な会計事務所の多くは前節のパートナーシップ形態が多い。

## 6 職業上の経路(Career Paths)

### (1) 公認会計士事務所の業務内容(Career Paths in Public Accounting)

公認会計士事務所では多くの業務の経験ができる。仕事の内容は、その監査法人の規模や場所、顧客の業種や規模によって色々と異なる。大規模監査法人になると、大学を卒業した新入社員は通常監査部門(audit staff)に配置され、最初の数年間は“Staff accountant”と呼ばれて、補助的な監査業務等をして経験を積む。その後、公認会計士試験を受験し、各州で定められた実務経験等を満たすことになる。資格を取得して1,2年後に会計事務所を離れて転職するか、他の会計事務所に移るケースが多い。公認会計士になって数年後に、彼等は“Senior Accountant”と呼ばれる。シニアになると株式会社の監査をしたり監査契約上の監査責任者となる。このシニアを監督し統括するのが“Manager”と呼ばれる人である。マネジャーは監査のプランや監査契約と実施した監査結果との検討を行う。このように、スタッフ、シニア、マネジャーという分権制度の頂点に立つのが“Partner”である。パートナーは、監査法人の所有出資者である。公認会計士のうちたった2%の人しかパートナー<sup>(00)</sup>になれないといわれている。

大規模な監査法人になると、税務担当部門や経営相談等のマネジメントサービスの担当部門が独立して活動している。税務担当は、主に税務申告(tax returns)を行う。マネジメントサービス部門(Management Advisory Services—MAS—)は、会計システムの設計や帳簿組織、コンピュータシステム、そして予算統制(budgeting)や財務分析(financial analysis)を担当する。小規模な会計事務所では以上のような分割はなく、会計全般にかかわることや監査や税務を実施する。

アメリカには、公認会計士の転職(change jobs)を手助けする2つの大きな私的機関がある。“Robert Half”と“Source Finance”である。双方の機関とも転職の周旋以外に、例えば公認会計士の給与水準などの情報も提供している。“Source Finance”が調査した1988年度の公認会計士の平均給与は次のごとくである。

図表 20 1988 年度公認会計士の給与

スタッフ (staff)	\$ 25,000
シニア (senior)	\$ 30,500
マネジャー (manager)	\$ 46,000
パートナー (partner)	\$ 75,000

大規模な監査法人になると通常、パートナーの年収は \$ 100,000 を超える。ただし日本と異なり、アメリカではどの州とか、その州のどの地域とかで給与水準が異なるのが一般的である。アメリカで給与水準の高い地域は、ニューヨーク、サンフランシスコ等がある。これらの地区は生活費が高いという理由もあるが、大規模な顧客がおり、事業収益があがるため給与も高いのである。

## (2) 産業界における会計人の業務内容 (Career Paths in Industry)

産業界において公認会計士の資格を有している者や会計技能を有している会計人の業務内容は、公認会計士事務所より多岐にわたる。産業界の個々の業務内容は複雑多岐にわたっているため、当然異なる色々な会計制度を使用している。例えば、製造業では数多くの原価計算担当者や原価管理分析者 (cost analysts) を雇用し教育しているし、小売業 (retailing operations) では、金銭の出納業務 (receivables) や棚卸資産 (inventory) 管理などをする多くの会計担当者が働いている。

アメリカのビジネスの組織構造はまったく多様であるが、一般的な会社の場合、株主 (stockholders) が取締役会 (board of directors) のメンバーを選任する。取締役会のメンバーには、内部の業務担当取締役 (inside directors) と外部に対する取締役 (outside directors) に分かれる。内部担当取締役の長は社長 (president) で多分 1, 2 名の副社長 (vice presidents) がおかれる。外部担当取締役は、外部の企業や大学の知識人から選ばれた企業のいわば経営監査人である。会社の内部的機関は、アメリカも日本も大きな差はないと思われるが、取締役会の社会的責任を含む法的規制の厳しさや、上記の外部取締役制度の運用等には異なるものがある。会計に関していえば、取締役の中には財務を担当する副社長がおり、

事業の成果報告を社長に行う。しばしば、この財務担当副社長をアメリカでは“Chief Financial Officer—CFO—”と呼ぶ。CFOを中心とした企業の内部会計制度(internal accounting control)は、現金等の財産の管理(asset-handling)とその帳簿記帳(record-keeping)を分離し、内部牽制制度を確立する点にある。通常、現金等の管理は、会社の財務部(treasurer)が行い、帳簿記録はコントローラー部(controller)が行う。そして、両部門の報告を受けて管理・統制するのがCFOの役割ということになる。もちろん、上記の会計組織が有効に運用されているかを常時監査する内部監査人(internal auditors)もおり、内部監査部門(internal audit department)が設置されている企業もある。そして、この内部監査人は少なくとも1年に1度は取締役会の経営監査委員会(audit committee of the board of directors)に対して総括報告をする。この経営監査委員会は、外部取締役によって構成されているものである。このような方法で内部監査人は、直接経営管理者に報告を提示しないで外部監査人に報告することにより、その身分的保証を受け、いかなる内部取締役の不正に対しても公平な態度で望むことができるのである。

アメリカにおいて代表的な会計担当業務には現金出納係(cash manager)、原価計算係(cost accounting)、貸付担当係(credit manager)、EDP 監査人(EDP auditing)、財務分析係(financial systems analysis)、財務計画設定と分析(financial planning and analysis)、一般会計業務(general accounting)、内部監査、貸付担当業務(lending officer)、税務(taxation)、コントローラー、そして財務担当主任(chief financial officer)等がある。

図表 21 産業界における各会計関連業務担当者の平均給与

	スタッフ	シニア	マネジャー
原価計算係	\$ 25,000	\$ 34,500	\$ 40,000
EDP 監査係	32,500	38,000	45,000
一般会計業務担当係	24,000	31,000	40,000
内部監査係	25,500	33,700	41,700
税務担当係	26,000	35,400	41,500



前述の“Source Finance”では、企業や産業界における会計担当業務の平均給与も公表している。図表 21 は 1988 年度の産業界における代表的な会計人の給与を示している。コントローラーや財務担当の平均給与は 56,300 ドル、財務担当主任で平均 65,000 ドルである。もちろん、これは平均であって大企業ではより高い給与が支給されている。現に、会計担当者の中には、彼らの会社の社長になり、最高給与を得ている者もいる。一般的には公認会計士事務所の給与より、産業界の方が高い。

### (3) 教育界における会計教育の業務(Career Paths in Education)

アメリカの大学で会計学を教える教員の多くは、公認会計士事務所での実務経験を有している。一般の大学教員でも、2,3年の会計実務の経験を積んでいる。公認会計士の資格を取るため実務経験が必要という理由もあるが、アメリカの大学の会計教育が、原理・原則という理念を教えること以上にケース・メソッドを使用した実践的教育に重きをおいているため、教員は実務を知っていなければならないという必要性もある。大学院から大学の教員へと実務経験を経ないケースの多い日本の教員と教員資格条件が異なる点に注意が必要だ。実務経験を経た将来の大学の教員は、“Ph. D.”の学位を取得するため大学にまた戻る。

アメリカの大学の組織も企業同様複雑でそれぞれの大学で異なるが、1つの典型的な大学であるディラウェア大学の場合は次のような組織となっている。

理事会	(Board of Trustees)
学長	(President)
学務事務長	(Provost)
学部長	(Dean)
学科長	(Chairperson)
教員	(Faculty)

理事会は日本同様、大学全般の経営の責任を負い、長期計画や学長の人選等を決定する大学の最高経営責任機関である。学長は外部や内部の大学行政の長

で大学全般に対する統括者となる。学務事務長は、大学の事務行政の現場責任者である。学部長は大学内の各学部の長で学部行政の統括者である。学科長は学部内にある各学科の統括者である。これらの行政組織に対し、教員という研究・教育に直接携わる組織があり、行政機関と研究・教育機関により大学が運営されている。

大学の教員で身分上重要なことは、テニユア(tenure)を取得しているか否かである。テニユアとは終身雇用制度(life time appointment)を意味する。このテニユアを取得した人(tenure track faculty)は、正教授(professors)、準教授(associate professors)、そして助教授(assistant professors)から成る。これらの教員の中には、すでにテニユアを取得した者もいれば、将来テニユアが取得できる保証を持つ人もいる。例えば、助教授は未だテニユアを取得していない人で、準教授、正教授はテニユアを取得した人という具合である。一方、これに対し最初からテニユアの取得を目指さない教員(non-tenure track faculty)もいる。これらの教員は1年契約を通常とする非常勤講師が多く、公認会計士と M. B. A. か M. S.の学位を取得している者が多い。Ph. D.を取得していないと、大学の正規の教員になることは難しいといわれている。この Ph. D.は、22歳で大学を卒業して、通常26歳くらいまでに取得するケースが多いが、もちろんそれ以上の年齢で取得する者もいる。公認会計士の資格と Ph. D.の学位を取得して大学に採用された者は、まず助教授を6年前後勤める。この間に、研究の教育実績を積む。7年目くらいに準教授昇格の審査が行われ、これにパスできない者は契約によりその大学を辞めなければならない。退職したその者は、テニユアの条件の厳しくない大学に再就職をするか、同レベルの他の大学に移り、再挑戦をすることになる。パスをした者は、テニユアと同時に準教授の地位が与えられる。準教授を与えられた者は、さらに数年間研究と教育の実績を積むことになる。最高位の正教授になる条件は厳しく、準教授で選ばれた人のみが昇格でき、多くの教員は準教授のままで一生を過ごすことさえある。1989年の9月に Ph. D.を取得して大学の新しい教員になった者の給与は56,000ドル程度である。すなわち、初任給といわれるものである。日本と異なり、しばしばアメリカでは新任の助教授の方が現に就職している助教授の給与より高いことがある。これ

は、有能な新人教員を取得するため大学がその時点の市場価格の給与水準で契約をするためである。もちろん、大学の教員の給与もその生活をする地域で異なるし、大学のおかれた財政状態によっても異なる。また、一般的に私立大学の方が州立大学よりも給与が低い場合がある。準教授は助教授に比べ2,3割高い給与水準にある。多くの若い教員は、給与や待遇の良い大学に移動する。テニユアを受けるまでに最低でも大学の2校程度は移動するのが一般的である。一度、テニユアを取得すると、あまり大学を移動しない。家を売却し、引越す移転費もかさみ、奥さんの新しい仕事も見つけずらいからである。専任の教員になると色々な特典がある。例えば、ディラウェア大学では教員の子供が入学する場合、その授業料(tuition)は半額となる。

#### (4) 非営利法人における会計業務の内容 (Career Paths in Not-for-profit Organization)

非営利法人の代表的な機関は、政府の地方公共団体である。特に、連邦政府(federal government)や州・地方政府(state and local government)は、多くの会計担当者を雇用している。連邦政府ではしばしば税務担当者や原価分析者としての会計担当者が必要なのである。特に、税務徴収官(treasury activities collecting taxes)は重要である。また、予算担当者として数多くの人々も働いている。“General Accounting Office—GAO—”は連邦政府に対する会計機関の1つである。GAOはアメリカ合衆国議会に対し会計検査をする機関である。GAOの目的は立法機関(legislative function)のアメリカ議会を援助することにある。また、GAOは政府の行政計画や諸活動を検査し、かつ、その効果を評価することにある。そして、これらの検査と評価を通して、よりよい行政改革を推進する意見書を提出することにある。現在、GAOの従業員は約5,100人である。上記以外に、GAOの役割は政府の行政の管理者やその長の活動や責任を検査することにある。この中には軍隊の検査や各種行政機関や部門の検査も含まれる。これらの検査は、当然のことながら単に財政上の会計検査のみならず、予算計画とその実施過程における有効性の業務検査も含まれる。例えば、税制や原子力エネルギー政策、政府の財政に関する報告書等の検査や勧告の実施である。このよ

うに、GAO では政府や議会の重要政策に助言をしたり、予算編成時の公聴会中重要な証言を与えたりする。政府のすべての会計制度は、それが運用される前に GAO によって承認されなければならないのである。

連邦政府レベルでの会計担当者の給与は、初任給で 18,000 ドル程度で、最高給与者になると 60,000 ドル程度となる。<sup>(33)</sup> 加えて、新任の職員は年間に 13 日の有給休暇があり、15 年以上勤続のものには 26 日間の有給休暇制度がある。GAO の会計担当者の仕事の内容は、次のようなものである。まず、会計上のシステムの検討及び設計をし、会計の帳簿や証憑書類の流れの適正性を検討する。スタッフの会計担当者になると、まず検査対象になる政策内容やその計画遂行手続きについて研究をする。このため、情報を集めてそれを分析し、不適正な部分があればその改善勧告案を作成する。そして必要があれば、政府役人に問い合わせも行ふ。そして 3,4 年の経験後、これらの会計担当者はそれぞれの専門的分野に分かれて、それぞれの領域の専門家として活躍することになる。

非営利法人のこのような組織は、GAO 以外に数多くの団体があり、それぞれの団体で会計担当者は活躍している。非営利法人の代表的な組織には、前節の大学を頂点とする学校法人や病院等の医療法人等がある。そこでの会計担当者は、給与の計算や現金の出納、財産管理と運用等幅広い業務活動をして、その法人を支えている。

## 7 会計プロフェッションの将来の展望 (Future Developments in the Profession)

### (1) 公認会計士試験制度の改革 (Changes to the CPA Examination and Licensing Requirements)

公認会計士制度については、多くの変革が提案されてきている。例えば、試験内容についても非営利法人会計や統計学そしてコンピュータなどに関する内容が最近取り入れられたりしている。また、会計実務の教科と会計理論の教科はそれぞれ独立した教科でありながら、実態は重複した領域である。ただ、出

題傾向としては会計理論が論述式で、会計の問題に対する選択式が主となっている。出題傾向が異なるという点だけで、両科目は非常に類似した領域であるため、1992年からは1つの教科に併合して“Accounting and Reporting”という会計処理と会計報告という教科になる予定である。したがって、1992年の初頭から、公認会計士試験は次の3教科4科目になる予定である。

Accounting and Reporting(会計処理と会計報告)	2科目
Auditing(監査論)	1科目
Business Law(企業法)	1科目

そして、“Business Law”の科目はすべて選択式形式になる予定でいる。他の会計関連科目2科目は、従来のように選択式と記述式と計算等の解答形式となる。また、いままでは受験者が試験中に計算機を使用することが許されなかったが、これからはその使用も許されるようになるであろう。そして、前にも述べたが2,000年の初頭には、AICPAは会員になる条件として5カ年、150時間単位教育を要求することになっている。この改革案はすでに実施する承認を受けている。AICPAの新しい挑戦が始まっている。

## (2) 雇用問題等(Employment Issues)

最近のアメリカ労働省の見積りでは、1年間に約945,000人の会計士や監査人が雇用されているとしている。そして、2,000年までには約376,000人が増加し、計約1,321,000人の会計関連の雇用が見込まれている。これは会計専門家に対するアメリカ社会の需要の多さを示しているといえよう。この雇用需要の成長率はアメリカの人口増加率を上回る勢いである。また、経済や社会の進歩につれ会計諸基準の数も増加している。この会計諸基準の作成に中心的な役割を果たしているのが、“Financial Accounting Standards Board—FASB—”であることは有名である<sup>(19)</sup>。また、公共会計の分野の法律規制も増加している。この規制の中心的な役割を果たしているのが“Governmental Accounting Standards Board—GASB—”であり、1986年に設立された。この機関では政府関係の会計諸

基準の整備・規定作成を行い、その機能は FASB と同じものといえる。

ここ数年来、アメリカでは相互制御制度 (self-regulation) が議論されている。この制度は、公認会計士同士が、同等の眼を通してお互いにその仕事の内容を冷静にチェックし改善することを意味する。ある公認会計士が他の公認会計士の事務所を訪問し、その仕事内容を同業者の眼でチェックして、自由にその問題点や改善点を提言する制度なのである。AICPA では顧問先の交換を伴う相互制御制度を推奨している。アメリカでは、例えば大学の教員も自分の論文を提出する前に何人かの同僚に下稿を配布し、その内容や表現方法までチェックを受けるという相互制御制度が普及している。日本では慣習としてあまり見ることのできないものであるが、公認会計士同士の相互チェックはこのようなアメリカの慣行の 1 つと考えることができる。

公認会計士制度にはその他いくつかの将来の問題点があるが、ここでは資格要件が各州で不統一であることを指摘しておきたい。本論文の第 3 章及び第 4 章で述べたように、公認会計士になるために必要な教育条件や実務経験は各州によって異なる。教育条件として学部 5 年制、150 時間単位を求めている州もあれば、従来の 4 年制でよい州もある。また、実務経験の期間も州によりバラツキがある。例えば、メリーランド州 (Maryland) は公認会計士の資格条件として実務経験を要求していない。デラウェア州 (Delaware) は反対に 2 年の実務経験を要求している。もし、メリーランド州で資格を有した公認会計士がデラウェア州に移り仕事をする場合、資格条件で問題が起こる。この場合、メリーランドのその公認会計士はデラウェアのライセンスを得るため 2 年間の実務経験が要求される。なお、この場合公認会計士試験の合格は他の州でも認められるので、試験を受けなおす必要はない。広大なアメリカでは各州の事情がそれぞれ異なり、このような相違を改善し、即、統一基準の適用は難しい。なお、アメリカでは上例のようにある州の公認会計士が他の州でその資格を得て仕事をする場合“Reciprocity”と呼んでいる。

### (3) 公認会計士業界の一般的な傾向 (General Trends in Public Accounting)

公認会計士のコロラド協会(Colorado Society)は、1990年代における公認会計士業務の状態についての研究を依頼した<sup>10)</sup>。その研究では、技術革新(technology)やコンピューター教育、人材開発(human resources)、業界市場の成長予測(growth prospects)、そして政府の会計規制等の今後の変化について予測をしている。

まず、技術革新が会計や公認会計士業界に与える影響である。マイクロ・コンピュータは90年代にはどのような小さな規模の企業にも普及することを前提に、顧客が財務諸表を作成するという前に、まず公認会計士が新しい技術を利用して、このように会計記録や財務諸表が作成できるということを顧客に教育・普及する必要性を強調している。したがって、いかなる公認会計士でもマイクロ・コンピュータの利用知識を有さなければならないことになる。そして、顧客と公認会計士のコミュニケーションは従来の直接的接触からコンピュータを使用したコミュニケーションの割合が大きくなることを予想している。次いで、大量の情報の検索が可能となり、より迅速にして適切な顧客サービスが可能となることを予想している(例えば、LEXISやNEXIS)。これらの大量の資料の即時検索システムは、特に、税務上の個々の相談や会計処理の問題解決に威力を発揮することになる。

人材の開発に関していえば、会計士の業務内容は90年代には増々拡大すると見込まれている。それは、コンピュータを中心とした会計を取りまく技術革新の変化に対応した業種や仕事内容の拡大・変化を意味している。現在のように、まず会計の道を志す学生は公認会計士事務所に入り、そこで経験を積んでから産業界に入るのではなく、まず最初に技術革新を最も早く取り入れ運用している産業界に入り、そこで数年間経験を積んでから公認会計士事務所に勤務するというパターンも多く生じてくると予測している。そして、将来のパターンと異なるこのような人々は、会計事務所において会計業務全般にわたる仕事ではなく、それぞれ異なる専門分野のテクノロジーの専門家としての道を希望する

ことになる。もう1つの大きな変革は、監査法人における女性パートナーの数の増加予測である。アメリカでパートナーになるためには、大体8～15年ぐらいの年数が必要といわれている。女性は、結婚、出産、育児という家庭の仕事もあり、1970年の後半ぐらいまではパートナーになる人はめずらしいほどであった。ところが、現在会計学科を卒業する学生の半数は女性が占め、21世紀には女性の会計士が加速度的に増加することが予想されている。公認会計士における女性の地位は、その能力の開発やそれを実現できる社会環境の整備・発展により、増々重大な役割を果たすようになる。この結果、パートナーの女性の占める割合も当然増加することになり、業界に変化が生じる。

90年代の公認会計士事務所は、さらに分割される予測がでている。大規模な監査法人は、会計全般のいかなる業務も取り扱い、顧客にどのようなサービスでも提供できる体制作りが進むとしている。一方、小規模な会計事務所では、それぞれの顧客のニーズに応じた専門的特定分野を開発し、それを会計事務所の戦略として競争に打ち勝とうとするであろう。公認会計士事務所の業務のマーケティング戦略は、90年代にまた急成長と発展を遂げていくことになる。

政府の会計事務所に関する規制については、以前のような厳しい規制が90年代は増々撤廃される傾向となろう。例えば、過去には公認会計士の業界において広告(advertising)や兼務不能な業務は許されていなかった。広告は承知のように自己のPRを広告媒体を利用して行うことである。また兼務不能な業務とは、例えば顧客の税務申告の依頼を受けながら、税務控除となる投資物件の売却のブローカーも兼ねるような行為を意味する(このブローカーの兼務禁止は現在では許されている)。職業会計人をめぐる権限や知識の規制に関する関心はより高まってきている。生涯専門家教育の“Continuing Professional Education—CPE—”のプログラムはすべての州によって受け入れられている。公認会計士としての資格を継続するためには、毎年公認会計士は40時間のCPEの生涯専門家教育を受けなければならない。このような公認会計士の生涯教育は、日本でもこれから当然のことながら重要視されてこよう。アメリカにおいても、この生涯教育は充実の傾向をたどるであろう。

今後、アメリカの公認会計士事務所は伝統的な会計・税務・監査業務以外に



新しい業務拡張を旨とすることになる。例えば、マネジメント・コンサルティングや投資売買、コンピュータ・プログラムの開発・販売等である。マネジメント・コンサルティング業務は、現在ですでにかなり業種拡大が行われている。財務計画設定や運用相談なども急速に有望な業務として開拓されてこよう。公認会計士による株式や保険業などの投資関係の業務も許されているし、これからは新しい時代のニーズに対応する業務が開拓されつつある。そして、この中には企業の国際戦略にともなう国際会計や国際監査が含まれることはいうまでもない。

会計プロフェッションは、正に時代の申し子として生成し、発展し、将来も新しい時代の流れとともに歩み続けていくであろう。<sup>47)</sup> (了)

(1990年11月5日)

〔注〕

- (1) “jurisdiction” は1つの司法管轄区を意味する。公認会計士を認定する各50州も1つの司法管轄区であるが、グアム(Guam)やヴァージン諸島(Virgin Islands)、プエルトリコ(Puerto Rico)、そしてコロンビア特別地区(District of Columbia)は、州ではないが、1つの司法管轄区であり、公認会計士が認定できる。
- (2) Irwin N. Gleim and Delaney R. Patrik, *CPA Examination Review*, 15th edition. Vol. 1, 1988-89, p. 5.
- (3) *The West Virginia CPA*, Feb. 1990, p. 27.
- (4) Jonathan M. Purver, D. Farber William, Tinsley Jimmie E. and Bjorklind Christian C., *Business Law : Text and Case*. 1983, p. 269.
- (5) 最近、日本語によるアメリカの公認会計士試験を紹介したものに次の文献がある。  
ピート・マーウィック／港監査法人監修、山形有司編著『米国公認会計士試験ハンドブック』中央経済社、平成2年。
- (6) Frederic M. Stiner Jr., *Occupational and Income Changes in Public Accounting*, the Practicing CPA, May 1986, pp. 5-7.
- (7) American Institute of Certified Public Accountants, *Code of Professional Conduct*, (New York : AICPA, 1988).
- (8) Robert Crane, Andersen, Peat Top ‘Big 50’ List, *Accounting Today*, September 12, 1988, pp. 1, 6.

- (9) 我が国では、昭和41年の公認会計士法により新たに監査法人が新設された。これは、大蔵大臣の認可を受けて5人以上の公認会計士により共同して設立された特別法人制度で、人的構成を重視する性質上、合名会社の例にしたがい運営されている。なお、税理士業務は監査法人が兼業することはできないが、社員が個人の資格で行うことは許される。

日下部興市『新会計監査詳説』中央経済社、昭和43年、91-95頁。

- (10) Source Finance, *1988 Accounting and Finance Salary Guide*.
- (11) Ibid.
- (12) Kathy Williams, "GAO: Uncle Sam's Auditor", *Management Accounting*, April 1985, pp. 22-30.
- (13) *U. S. Code Annotated, Title 5, Government Organizations and Employees*, West Publishing Co., 1988.
- (14) William M. Solis and DelVecchio Francine, "Assisting Congress" *New Accountant*, February 1988.
- (15) Paul B. W. Miller & Rodney Redding, *The FASB-The People, The Process, & The Politics*. 高橋治彦訳『The FASB 財務会計基準審議会』, 同文館。
- (16) Task Force '90, *A Look Ahead: Trends for Colorado CPAs in the '90s*. (Englewood Co.: Colorado Society of Certified Public Accountants, 1984).
- (17) 以上の(1)~(16)の直接引用した文献以外に下記の文献も参照した。  
 American Institute of Certified Public Accountants, "Sources and Occupations of AICPA Membership," *Journal of Accountancy*, November 1987, supplement.  
 James Don Edwards, *History of Public Accounting in the United States*. (University, Alabama: University of Alabama Press, 1978).  
 Gaylord, Gloria L. and Glenda E. Reid, *Careers in Accounting*. (Homewood IL: Dow Jones-Irwin, 1984).  
 National Association of State Boards of Accountancy, *Digest of State Accountancy Laws and State Board Regulations*. (Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, 1987).  
 U. S. Bureau of Labor Statistics, *Occupational Outlook Handbook, 1988-89 Edition*, (Washington DC: U. S. Government Printing Office, April 1988). Bulletin 2300.  
 U. S. Bureau of Labor Statistics, "The 1988-89 Job Outlook in Brief," *Occupational Outlook Quarterly*, Spring 1988, pp.17-44.

本論文で使用した略称一覧

- A. A. A. -American Accounting Association
- A. A. C. S. B. -American Assembly of Collegiate Schools of Business
- A. I. C. P. A. -American Institute of Certified Public Accountants
- B. S. -Bachelor of Science
- C. A. -Chartered Accountant
- C. E. O. -Chief Executive Officer
- C. F. O. -Chief Financial Officer
- C. P. A. -Certified Public Accountant
- C. P. E. -Continuing Professional Education
- Corp. -Corporation
- D. C. -District of Columbia
- E. D. P. -Electronic Data Processing
- F. A. S. B. -Financial Accounting Standards Board
- F. C. A. -Fellow Chartered Accountant
- G. A. O. -General Accounting Office
- G. A. S. B. -Governmental Accounting Standards Board
- I. I. A. -Institute of Internal Auditors
- Inc. -Incorporated
- M. A. S. -Management Advisory Services
- M. B. A. -Master of Business Administration
- M. S. -Master of Science
- N. A. A. -National Association of Accountants
- N. A. S. B. A. -National Association of State Boards of Accountancy
- P. A. -Professional Association
- P. C. -Professional Corporation
- Ph. D. -Doctor of Philosophy
- S. E. C. -Securities and Exchange Commission
- U. C. C. -Uniform Commercial Code